

一般社団法人幼少年体育指導士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人幼少年体育指導士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、幼少年の心身の健康を増進させ、健全な子どもの育成を図るための指導者の養成と指導者の資質向上および研鑽を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 幼少年体育指導士の養成
- (2) 幼少年体育指導士の交流と研修
- (3) 指導者養成講習会、交流会、研修会などの開催
- (4) 情報誌（サーキュラー）等の発行
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

（社員名簿）

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

（構成）

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（開催地）

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

（招集）

- 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。
 - 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（決議の方法）

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

（議決権）

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

（議長）

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 前項の議事録には、議長が記名押印する。

第4章 役員等

(役員等の設置)

第20条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、副代表理事を2名置くことができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、理事会において定めるところにより、業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間に おける当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 副代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事、理事会において選任された議事録署名人2名及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の承認を経て、定時社員総会に報告し、計算書類についてはその承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第39条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	小林寛道
設立時理事	池田裕恵
設立時理事	中村和彦
設立時理事	小澤治夫
設立時理事	久保芳子
設立時理事	内田匡輔
設立時理事	鳥居 俊
設立時理事	野井真吾
設立時理事	鈴木康弘
設立時理事	堀内亮輔

設立時代表理事	池田裕恵
設立時監事	松野敦子

(設立時の社員の氏名及び住所)

第40条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

神奈川県横浜市緑区白山四丁目66番11号

小林寛道

東京都大田区田園調布本町46番5-804号

池田裕恵

山梨県甲府市屋形一丁目6番7号

中村和彦

(法令の準拠)

第41条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人幼少年体育指導士会設立に際し、設立時社員小林寛道、同池田裕恵、同中村和彦の定款作成代理人である司法書士上野政紀は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成28年4月25日

設立時社員 小林寛道

設立時社員 池田裕恵

設立時社員 中村和彦

上記3名の定款作成代理人

東京都大田区鵜の木二丁目28番1号

司法書士 上野政紀